



こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者

▷こども・妊産婦・ひとり親家庭

=こども家庭政策課・☎⑳2149

▷重度心身障害者

=障がい福祉課・☎202169

★···4月から重度心身障害者医療の助成対象に精神障害者保健福祉手帳1級所持者が追加されました。 ※対象者には、資格登録のご案内をお送りしますのでご確認ください。

(3)

領

収

大6カ月分まとめて申請可 に変更なければ、1枚で最

請で翌月16日頃指定口座へ 毎 \mathcal{O} (場合は翌営業日)までの 户 25 日 $\widehat{\pm}$ 日曜 旦 祝 申 \Box

●助成金振込口

座に『貯蓄預金』

は利用不可。

助 成 金 の 振込

......

担当課に郵送も 姫・助戸を除く) に持参 各担当課か各公民館 切手不要の専用封筒で各 可

封筒は市役所、各公 民館(織姫・助戸を除 く)、行政SCにあり。

4

单

請

書類

の提出

めて、

クリップでとめ

受診日、 医療機関の証明でも可 同月のものは一度にまと 合などが明記されたも の添付 保険点数、 患者名、 負担割 医 療機

の

関名、

●窓口申請のみコピー でも可。原本も持参。 郵送の場合は必ず原本。

療機関にかかったら 申請書の作成 成する 同じ医療機関で加 医療機関、 薬局ごとに 入保険

作

下表に従って登録 (者)証の交付を受ける 資

申請書は市役所、各公民館(織 姫・助戸を除く)、行政SCにある ほか、市ホームページで入手可。

登録場所 種類 対象者・対象期間 登録に必要なもの こども家庭 中学3年生(満15歳の3月末)までの子ども ①子どもの名前が記載 対象 政策課 子どもの出生日または転入日から満15歳の3月末まで 期間 された健康保険証(出生 こども 保健センター 助成方法 ▶県内の医療機関=窓口での保険診療分の負 届出時は扶養予定の方 医 療 各公民館 担なし の健康保険証) (織姫・助戸 ▶県外の医療機関=上記の申請が必要 ②保護者名義の預金通帳 を除く) こども家庭 対象 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 政策課 期間 母子健康手帳の交付を受けた月の初日または転入日 ①健康保険証 妊 産 婦 保健センター ②母子健康手帳 から出産(流産・死産)した月の翌月末まで 各公民館 医 療 ※母子健康手帳の交付を受ける前の、妊娠に起因する疾 ③対象者名義の預金通帳 (織姫・助戸 病(流産を含む)も対象(医療機関の証明が必要)。 を除く) ▷満18歳の3月末までの子どもを養育している配 偶者のいない方およびその子ども(配偶者がいて ①健康保険証 も一定の障がいがある場合などは対象) ②児童扶養手当証書ま ひとり親 ▷両親がいないため両親以外の方に養育されてい たは遺族年金証書(いず こども家庭 る満18歳の3月末までの子どもおよびその保護者 れも該当しない方は、 政策課 家庭医療 全部(個人)事項証明書) 期間 事実発生日(死別、離婚など)または交付申請した 月の初日から子どもが満18歳の3月末まで ③養育者名義の預金通帳 ※所得制限があり、毎年8月に資格の更新があります。 対象 ▷身体障害者手帳1・2級の方 ①健康保険証 ▶療育手帳A1・A2の方 ②身体障害者手帳また 重度心身 ▷身体障害者手帳3・4級で知能指数50以下の重複 は療育手帳(市診断書でも 障がい 障害者 障がいの方 可)、精神障害者保健福祉 福祉課 ▷知能指数35以下の方 医 療 >精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方…★ ③対象者名義の預金通帳 期間 登録申請した月の初日から

認定証のコピ

ーを領収書と

緒に添付し

院·外来別、

医科·歯科別 医療機

あった場合には、

必ず届け

出てください。

薬局を除く1

関(入

が異動したときなど変更が

自

5

負

担

額

中学3年生(満15歳の3月

市外に転出すると受給資格

がなくなります!

たり月額500円

末)までの子どもは自己負

重度心身障がい者の方は

返還してください。

速やかに受給資格(者)証を

担がありません。

4年4月受診分から自己負

てください。

て

談

医療費助成制度の続き

(例) 診療を受けた月の翌月初日 から1年間 申

請

期

限

ご

確

認

を

に申請

4年3月受診分は4年4月 1日から5年3月31日まで

健康保険証の変更手続きを 加入保険の内容や、 を上限に助成します。 医療制度以外の保険加入者 医療費総額の1割相当 後期高齢者

ほかの給付がある場合 高額療養費や付加給付など

担分も助成します。

家計にも、まちにもやさしい 適正受診にご協力を

※『限度額適用認定証』を利用

して支払いをした場合は、

差し引いた額になります。

額がある場合は、

その額を

ほかの制度で支給される金

- かかりつけ医を持ちましょう。
- 重複受診はやめましょう。
- 緊急時以外、時間外診療は控えま しょう。休日や夜間の急な病気で 心配なときは26ページに記載の 電話相談窓口をご活用ください。



健康増進課・224513

対象 今年度に17~25歳になる(平成9年4月2 日~平成18年4月1日生まれ)女性で、同予防接 種が済んでいない方

※対象の方には個別に通知を郵送します。

実施場所 市内協力医療機関など

助成対象期間 4年4月1日から7年3月31日ま で(3年間)

※詳細については、市ホームページを ご覧ください。

あん摩などの施術費助成

元気高齢課・2322153

保険年金課・登202147

75歳以上の方、身体障害者手帳の1級・2 級の方、65歳以上75歳未満の後期高齢者医療被 保険者、要支援1以上の方、介護予防・日常生活 支援総合事業の対象者

内容 医療保険適用外の施術を受ける料金の一部 を助成

1回800円の助成券※年間4回。 助成額

申込 それぞれ該当する健康保険証、身体障害者 手帳、介護保険証などを持って同課(本庁舎1階 16番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)

ジェネリック医薬品を活用しよう

ジェネリック医薬品とは?

新薬と同じ有効成分・効能があると厚生労 働省から認められた医薬品のことです。

●すべての薬にジェネリック医薬品があるわ けではありません。希望される場合は、医師・ 薬剤師にご相談ください。

安全性は?

ジェネリック医薬品は、国の厳しい検査をクリ アしたものだけが承認されています。効き目はも ちろん、安全性、品質も確認されています。

●ジェネリック医薬品を使用することにより、医 療費を下げられる場合があります。

